

## 多摩警察署からのお願い

ただいま神奈川県警察では、歩行者の交通事故防止運動を実施しています。

昨年、多摩区内で歩行者が関係する交通事故は約90件発生し、その内一人の方が亡くなっています。

1件でも交通事故を防止するため、職員の方のほか、児童や学生に、次のことについて周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 周知依頼事項

歩行者の交通事故ではその多くが道路を横断するときに発生しています。  
道路を横断するときには

- 横断歩道を渡る
- 信号を守る
- 斜め横断をしない
- 車の直前直後の横断はしない

等はもちろんですが、

「必ず左右の安全を確認してから渡り始める。」

ということにも注意していただきたいと思います。

このちょっとした行動が皆さんの命を守ることになるのです。

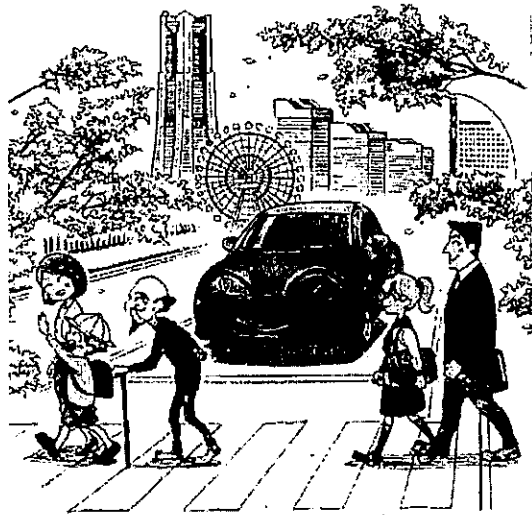
横断歩道は「歩行者優先」ですが、ドライバーがあなたに気づいていない場合など、必ずしも車が止まってくれるとは限りません。

特に薄暮の時間帯では、目立つように明るい服装や反射材を身に着け、交通事故に遭わないように注意してください。

ぜひ、これらのことを実際に行動に出していただきたいと思います。

交通事故は他人事ではなく、いつどこで発生するか分かりません。

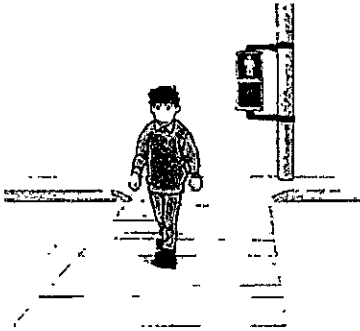
皆さんの命を守るのは皆さん自身であることを忘れないでください。



# 守っていますか？

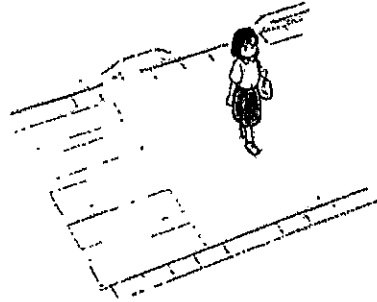
## 歩行者の交通ルール

### 赤信号で渡らない



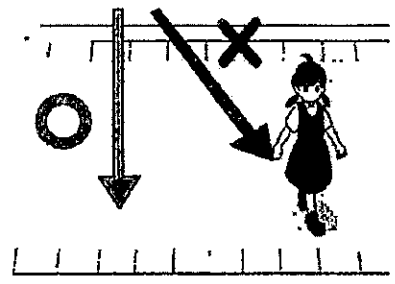
道路交通法 第7条  
(2万円以下の罰金または料料)

横断歩道の付近では  
横断歩道を渡る



道路交通法 第12条第1項・第15条  
(2万円以下の罰金または料料)

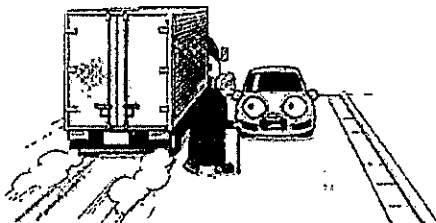
### 斜め横断をしない



道路交通法 第12条第2項・第15条  
(2万円以下の罰金または料料)

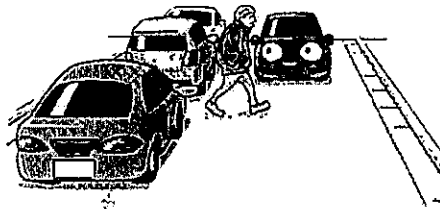
### 車両の直前や直後を横断しない

[走行車両]

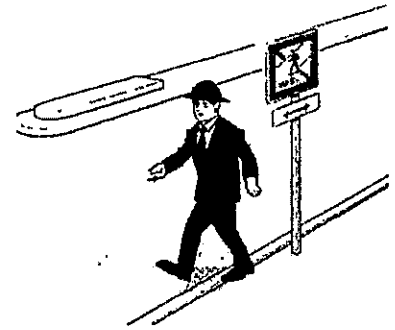


道路交通法 第13条第1項・第15条  
(2万円以下の罰金または料料)

[停止車両・駐車車両]



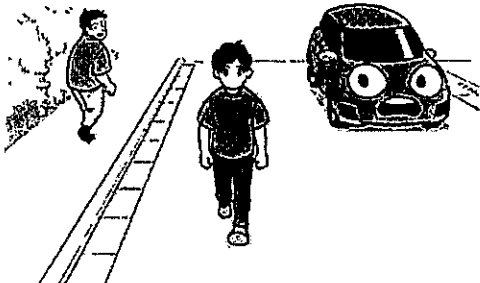
### 横断禁止場所を横断しない



道路交通法 第13条第2項・第15条  
(2万円以下の罰金または料料)

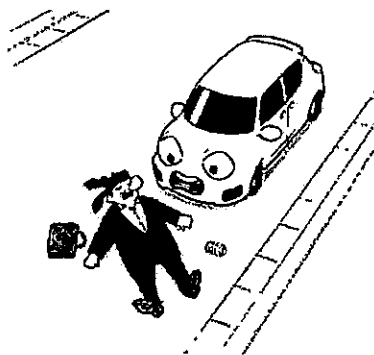
歩道等のある道路では

### 車道を歩かない



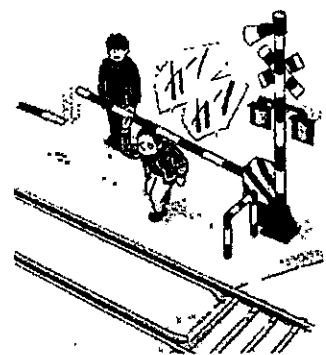
道路交通法 第10条第2項・第15条  
(2万円以下の罰金または料料)

### 道路で寝ない



道路交通法 第76条第4項第2号  
(5万円以下の罰金)

### 遮断踏切に入らない



鉄道営業法 第37条  
(1万円未満の料料)



# 神奈川県警察

